

## 新型コロナウイルス感染症感染防止対策による始業、終業の時刻等の 繰り上げ又は繰り下げの特例にかかる手続き等について（通知）

新型コロナウイルス感染症感染防止対策による始業、終業の時刻及び休憩時間の繰り上げ又は繰り下げの特例にかかる手続き等については、下記のとおり取り扱うこととします。

### 記

#### 1 対象者について

公共交通機関による通勤をしている者のうち始業、終業の時刻等の繰り上げ又は繰り下げを希望する者

#### 2 始業、終業の時刻等の繰り上げ又は繰り下げの期間について

申請の期間は1月単位とする。

ただし、本特例措置の期間は、学長が定める日までの当分の期間とする。

#### 3 始業、終業の時刻等の繰り上げ又は繰り下げによる勤務時間の割振りについて

以下のとおりとする。

- 一 始業時刻 午前7時以後（30分単位とすること）
- 二 終業時刻 午後8時15分以前（30分単位とすること）
- 三 休憩時間 始業から終業までの間に60分
- 四 休憩時間の前後の勤務時間が連続して6時間を超えないこと。

#### 4 パート職員の始業、終業の時刻等の繰り上げ又は繰り下げについて

新型コロナウイルス感染症感染防止対策による始業、終業の時刻等の繰り上げ又は繰り下げは、本通知の手続きにより行うこととする。